

3

スイス農業政策及びスイス農薬規制

1. スイス農業政策の変遷

スイス農業政策立案に関係する機関

- スイスの農業政策は主に連邦経済・教育・研究省傘下の農業庁（Bundesamt für Landwirtschaft: BLW。以下、「連邦農業庁」）が担っている。農業関連の法案を含め、法律案の大部分は連邦参事会によって作成されており、連邦農業庁は法令の予備草案の作成や、各種制度構築等を担っている
- なお、一部農業関連政策については、関係省庁と共同若しくは協議の上で立案、実行することも散見される

農業政策・農薬関連規制関連部局

関連機関	組織概要
連邦参事会 (Bundesrat)	内閣の機能を有する組織で、連邦議会によって選出される7人の閣僚で構成される。法令の作成、議会への提出を行っている。
連邦農業庁 (FOAG/BLW)	連邦経済・境域・研究省の下部組織であり、農業政策の企画立案を担当している。農業が持続可能な生産を通じてスイスの食料安全保障に寄与することを目的としている。
連邦予算管理庁 (EFV)	連邦財務省の下部組織であり、スイス連邦の財務政策を担当し、スイス全体の財政予算を組み立てる。
連邦環境庁 (BAFU)	連邦環境・運輸・エネルギー・通信省の下部機関であり、土壌、水、大気、等自然資源の持続可能な利用を確保することを目的とした機関である。自然災害からの保護、環境や人間の健康の保護、生物多様性と景観の保全に責任を負っている。

連邦農業庁の管轄分野

1. 総局：スイスの農業政策の戦略的管理と調整。コミュニケーションと広報。
2. 市場と国際情勢：さまざまな分野での自助措置、技術革新、マーケティングの支援。国際機関への関与
3. 直接支払いと農村開発：農村への財政支援、農村地域の活性化
4. デジタル化とデータ管理：農業および食品業界におけるデジタル変革とデータ管理
5. 生産拠点・天然資源・研究：レジリエントな生産とエコシステム。国内外の調査・コンサルティングプロジェクトの支援
6. 法律、資源、統合的安全保障：BLW措置の法的適合性の保証、職員

近年のスイス農業政策の変遷

- 1990年代前半以降、GATTウルグアイ・ラウンド農業交渉における例外的農業保護の放棄や欧州統合に向けた情勢を背景として農政改革を推進した。農政改革の基本方針は直接支払いによる所得支持や、市場志向、多面的機能の協調等が挙げられる。加えて、価格支持の廃止（2002年）や早い時期の生乳生産調整廃止（2009年）等、EU以上に市場志向、多面的機能を重視する点が特徴である
- 近年では、「農業政策2014 - 2017」において、直接支払い制度の枠組みの大きな改革を実施し、より環境面や食料安全保障への貢献を意識したものに変わった。この流れは現在まで続いている
 - 2014-2017年の改革では従来の頭数支払や一般面積支払が廃止され、新たな面積支払（供給保証支払と農業景観支払）へ置き換わることで、所得支持の性格が薄れ、より多面的機能や食料安全保障等の側面を重視した制度になった

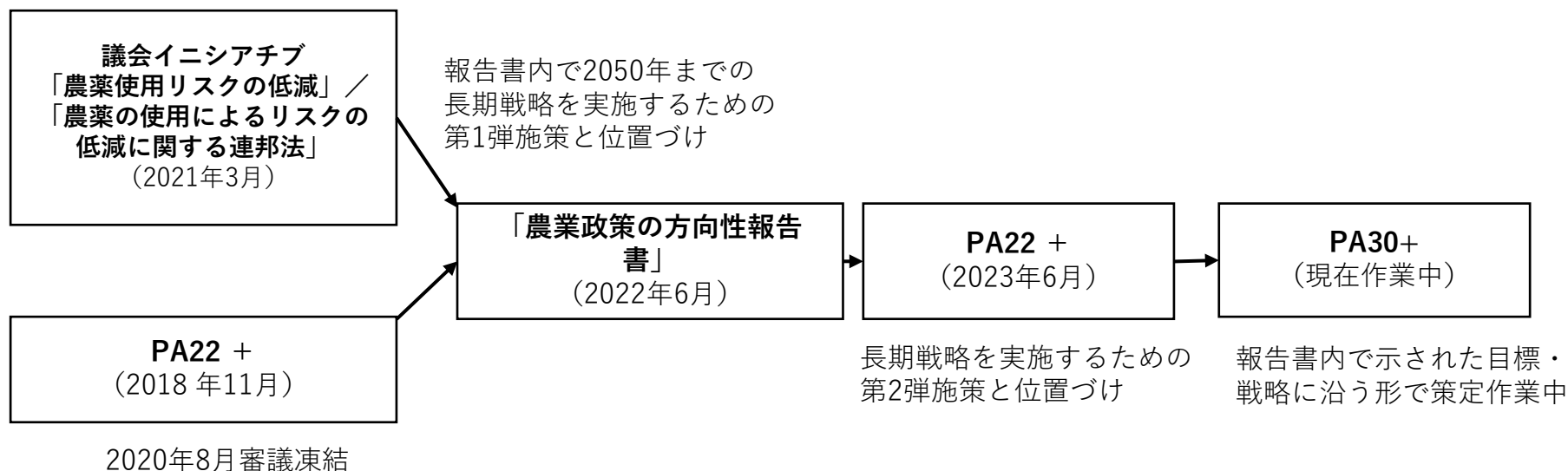
スイスにおける近年の農政改革の変遷

年	農業政策	主な変更点
1991年	1999年までの農業政策（第一段階）	生産と切り離した直接支払いの導入による価格政策と所得政策の分離
1996年		憲法改正により（現行の）連邦憲法第104条が追加。この条項では、農業における持続可能で市場主義的な生産を通じて食料供給の確保、天然資源の保全、農村景観の維持と国土の地方分散的利用を進めることを規定
1999年	農業政策2002（第二段階）	価格保証と販路の保証の廃止。直接支払いの条件として環境便益要件の導入
2004年	農業政策2007（第三段階）	2009年までの生乳生産割当量の段階的廃止と原料で輸入する権利を付与する肉の輸入割り当てのための入札の導入
2007年	農業政策2011（第四段階）	主要農産物の輸出補助金の廃止、直接支払いで市場を支援するための財源の再配分、パン用穀物と飼料に対する関税の引き下げ
2014年	農業政策2014 - 2017（第五段階）	直接支払いと憲法104条の目的との合致性の改善、品質戦略を実施するための手段の整理
2018年（現行）	農業政策2018 - 2021	教書の提出はなし。農業財政枠組みのみを変更し、特に2017～2019年の安定化計画の枠組みで決定された「生産拠点と社会措置の改善」に含まれる投資援助の削減を実施
2022年	今後の農業政策の方針	「農業政策の方向性報告書」はPA22+の審議が中断したことによる議会の要請で作成された報告書
2023年	農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法	議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」（2021年）に基づき「農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法」が採択
2025年（予定）	農業政策2022 - 、PA22+	農業法と家畜伝染病法の改正、直接支払いに関して植物保護製品不使用に対する支払が追加
2030年（予定）	農業政策2030 - 、PA30+	2030年以降の農業政策が実施（農業枠予算としては2030～2033年から実施）

近年のスイス農業政策の関係性

- 近年のスイス農業政策は、2021年の議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」と2018年のPA22 +（2020年に審議一時凍結）の提案を受けて作成された「農業政策の方向性報告書」を指針として各種施策が企画立案されている
- 2021年には議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」に基づき、「農薬の使用によるリスクの低減に関する連邦法」が採択された。2022年に「農業政策の方向性報告書」が議会に提出され、スイスの農薬等の規制は議会イニシアチブ「農薬使用リスクの低減」に基づき進められるとした
- この流れを踏まえ2023年にPA22+が採択され、本政策内で農業政策のうち直接支払いを含む経済や社会的な部分について改正を進めていく旨が示された
- 今後具体的な内容が検討されるPA30+についても「農業政策の方向性報告書」で設定された目標や戦略を元に策定される見込みである

近年のスイス農業政策の関係性



近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

- 2022年6月に報告された、報告書「今後の農業政策の方針（Orientation future de la politique agricole）」（以下、「農業政策の方向性報告書」）では、2050年までの農業戦略が規定されている
- 農業政策の方向性報告書が公表された2022年には、当初想定であれば、PA22+が採択・発効している予定であったが、2020年8月にPA22+の審議は中断された。本報告書は、審議中断に伴う議会の要請により作成された文書である
- 本報告書は、農業及び食料システム全体で解決すべき8課題（パートA）と憲法104条、104a条の目標達成のための長期戦略（パートB）から成る。パートBについては連邦議会理事会が、PA22+の期間（2022～2029年）を超え、包括的な戦略を策定する義務を負う
- 現行の農業政策は、本報告書で掲げられた展望から逆算する形で作られており、スイスの農業政策の方針を定めるものである。次ページ以降で、スイスが掲げる長期戦略について整理している

農業政策の方向性報告書の構成

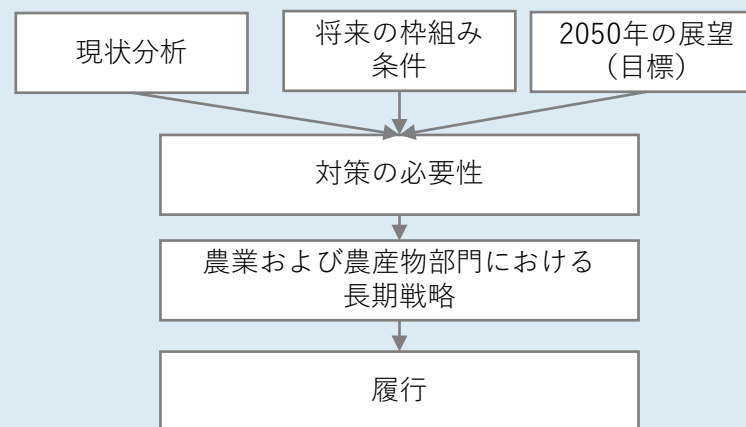
A 農業及び食料システム全体で解決すべき課題

解決すべきとされている農業及び食料システム全体における検討課題

- 自給率向上
- 持続可能な生産と健康的な食生活
- 肥料成分のサイクルの閉鎖
- 農業政策の簡易化
- 経済見通し
- 競争の歪み
- 直販・短絡
- 食品廃棄物の削減

B 長期戦略

長期戦略策定



近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

● 下表に示すのは、本報告書で言及されている2050年におけるスイスの農業・食品セクターの展望である。これは、野心的なものであり、野心的な目標を掲げるにより生産者を含む農業・食品セクターの関係者に見通しを示すものである

2050年のスイスの農業・食品セクターの展望

大項目	小項目	2050年の展望概要 ※定量目標の記載箇所について太字で表記
A) 農業	生産・構造・付加価値の創出	- 多様なポートフォリオに基づく農業生産による国内需要の牽引：50%以上の純自給率 - 食品は、土壌に依存する生産方法と依存しない生産方法の両方から生産 - 地域の条件に適応し、市場の要求を満たした多様な農業構造（例：専門化された農場や多角経営の農場、また専業農場（主たる活動）や兼業農場（副次的な活動）） - 農業企業の大部分は、農場全体にわたる生産システムの枠組みの中で活動 - 伝統的な家族経営農場間およびその他の形態の組織の枠組み内での緊密な協力関係 - 高度な専門的ノウハウを有しており、市場や社会が求める高品質な製品やサービスを提供できるの負荷 2020年比で労働生産性が50%以上向上し、労働単位当たりの高い付加価値創出を実現（作物生産、直接販売、専門化、エネルギー生産、多角化（アグリツーリズムなど）の分野等） - 農業の経済および社会の見通しは良好。若い専門家が参入。必要な投資も実施。農業従事者の家族は社会保障の対象となっている
	公共の利益と環境に関する措置	- 農地は現状の規模で維持・地域の状況に適した方法で耕作。2020年と比較して、輪作地の純減はない 農地利用面積のほぼ6分の1が、高品質の生物多様性を促進するための相互連結地域として利用。 - 農村景観は、農業構造の多様性によって特徴づけられ、魅力的な場所として位置づけられている - 農業、バリューチェーンの上流・下流は、農村および山岳地域の開発に多大な貢献をしている - 有機肥料および補助的な鉱物肥料の栄養素は効率的に使用。養分フローはバリューチェーンのすべての段階で最適化。大気や水への損失は生態系の許容範囲を超えない。スイスの農業生産による温室効果ガス排出量は、1990年比で少なくとも40%削減。
	作物生産	- 耕作地は、食用目的に優先的に割当。作物の輪作の一部として植物の健康や土壌の肥沃度を維持するため、または生物多様性を促進するために必要である場合には、他の用途も可能である。 - 使用される農法は、土壌の肥沃度を維持し、促進するものである。腐植含有量が最適化され、浸食や長期的な土壌圧縮が防止。土壌炭素貯蔵量は長期的に維持される - 作物および作物の品種は、使用される資源の効率性と現地の状況への適応性が高く、気候変動や異常気象、有害生物に対する高い耐性を特徴とする。品種の遺伝的多様性は、持続可能な方法で維持・活用される。 - 作物の保護は、あらゆる予防措置および非化学的措置の系統的な利用によって確保。農薬はこの措置が不十分で、人間や環境に許容できない影響を与えない場合にのみ使用される。 - 作物の灌漑は、水供給量と実際の必要量に基づいて実施され、資源を保全・効率性を確保する。
	畜産	- 反芻動物の飼育は、原則として永久牧草地の利用と、食品生産の副産物の有効利用に基づいている。 - 加工品の生産は、持続可能な生産による飼料と、食品生産の副産物を基礎として行われる。 - 動物福祉に特に配慮し、排出物を最小限に抑える飼育システムで飼育。生育期間中、反芻動物は必要飼料量をほぼ牧草でまかなう - 健康状態は良好であり、抗生物質は例外的な場合にのみ投与。 - 畜産に用いられる家畜・品種は、丈夫で、その地域の条件に適応しており、飼料の利用効率が非常に高い。反芻動物については、粗飼料の利用効率が優先される。品種の遺伝的多様性は維持され、持続可能な方法で活用される。

近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

● 前ページ続き

2050年のスイスの農業・食品セクターの展望

大項目	2050年の展望概要 ※定量目標の記載箇所について太字で表記
B) 加工、販売、貿易	・ スイス農業は、自社製品の直接販売や地域販売という機会を活かしている ・ 食品の効率的な手工業的および工業的加工により、自国産の農産物や輸入原材料の価値を高め、付加価値を生み出している ・ 農業、加工、貿易は共通の品質に関するポジショニングを目指し、食品の味や原産地に加えて、持続可能性、動物福祉、健康の側面を強調する。小売業および外食産業は、この考えに適合する幅広い製品を提供している。 ・ 生産から貿易（外食産業を含む）に至るまでの食品ロスは、2020年と比較して4分の3に減少している ・ スイスの農業および農産物食品部門は競争力があり、スイス国内の高付加価値セグメントにおける市場シェアを拡大し、輸出を促進し、または海外での新たな販売チャンネルを開拓することができる。 ・ 輸入食品は、スイスの食料安全保障と農業および農産物食品部門の持続可能な発展に貢献する。
C) 消費者需要と購買行動	・ 消費者は、持続可能な方法で生産され、動物に配慮して生産された食品を購入し、地域産または少なくともスイス産の食品を優先する ・ 環境および社会コストは食品の市場価格に反映され、透明性のある情報により、消費者は食品の環境および社会的な影響を認識している ・ 国民は健康でバランスの取れた食事を摂取。スイス食品ピラミッドの推奨事項が参考となる。 ・ 最終消費段階での食品廃棄物は、2020年と比較して1人当たり4分の3に削減される ・ 消費による温室効果ガス排出量は、2020年と比較して1人当たり少なくとも3分の2に削減される。
D) イノベーションと技術	・ イノベーション能力により、主要なトレンドを予測し、それらを活かす方法を認識している ・ スイスは、持続可能な食糧生産と健康的な食事に関する研究、普及、研修、知識交換において世界をリードする国のひとつであり、このテーマに関して活発な国際協力を展開している。 ・ スイスの農業および食品部門は、デジタル化によってもたらされる機会を捉え、効率的に、かつ地域の状況に適応した方法で生産を行い、透明性を高め、製品の販売促進を強化し、コストを削減し、プロセスを簡素化している ・ スイスの農業および食品部門は、新しい技術にオープンであり、環境と資源を保護する技術の利用において国際的なリーダー的存在にある。すなわち、無農薬植物保護、低排出住宅システム、効率的な常緑草地システム、資源にやさしい栄養管理、再生可能エネルギーや代替タンパク源など。

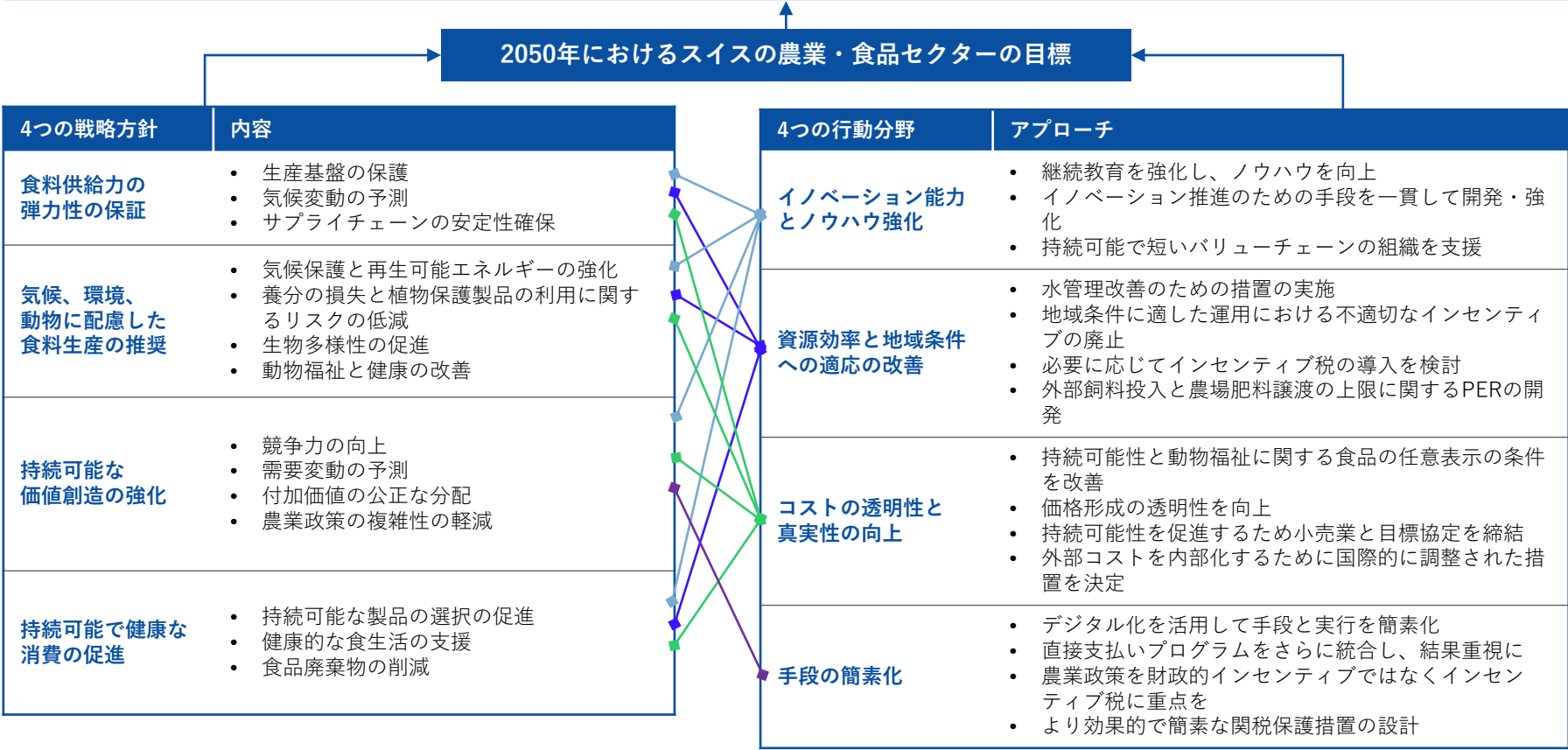
近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

- 農業・食品セクターの展望に基づき、2050年に向けた戦略方針として食料安全保障への貢献、生態系の吸収能力の向上、経済成長、健康的な食生活の4点が掲げられている。この長期戦略に向けた行動、及びその具体的手段が言及されている

2050年の目標を実現するための4つ戦略方針と4つの行動分野

■ ビジョン2050：生産から消費までの持続可能な開発による食糧安全保障

スイスの農業は、生態系の環境収容力を維持しながら、現在よりも食糧安全保障に大きく貢献し、社会が求める公益サービスを提供する。スイスの農業および農業食品部門は経済的に成功しており、持続可能で、気候に優しく、動物に配慮した食品生産の分野で国際的に最先端を走っている。消費者は健康でバランスの取れた食事をしており、持続可能で動物に配慮した方法で生産された食品を求めている。



近年の動向① 農業政策の方向性報告書の提示（2022年）

- 前ページまでに示した長期戦略は、3つの段階を経て実施されることとなる
- 農薬使用リスク低減のための議会発議、PA22+は、報告書記載段階で既に公表されているものである。これらは2050年にビジョンを実現するための良好な基盤として位置付けられている。一方、中・長期目線の「持続可能な農業及び農産業セクターを支援する将来の政策」では、前の2つの段階を踏まえ、2050年までの目標を達成するにあたり更に求められることを実施する想定である

長期戦略を実施するための3段階

短期

農薬使用リスク低減のための議会発議 ('19年8月提出)

- 本議会発議の採択により、議会は農薬の使用に伴うリスク低減目標を設定。連邦参事会に対して、養分の損失・農薬に関連するリスクにおける削減までの道筋及び措置が適用される
- **農薬使用に伴うリスクは2027年までに半減、農業による窒素およびリンの損失を2030年までに20%削減**する目標が設定。
- 上記措置に対応するものとして、2022年4月に関連する条例パッケージを採択。2023年1月に施行（⇒詳細は、p.197）
- 条例パッケージで定められる措置に加え、専門職間組織、生産者組織、およびその他の関係組織は、自らの責任において、リスクや養分の損失を減少させる措置を個々に講じる必要がある
- 実施した事項は定期的に連邦に報告され、連邦は目標の達成に向けた進捗を監視する

短期・中期

PA22+ ('18年11月草案提示/23年6月採択)

- 議会はPA22+の法律段階での適応（プロジェクト1から3まで）を一時停止しました。しかし、2022～2025年の農業支出の上限（プロジェクト4）については採択
- 議会はPA22+のプロジェクト1及び3（LAgr、LFE）を採択したが、主に直接支払いに関連する主要な措置に集中し、水保護法の適応は見送った
- これにより、「農薬使用リスク低減のための議会発議」の要素を、経済的及び社会的に効果的な措置で補完することが可能となった
- 地方農地法の分野における変更（プロジェクト2）はPA22+から分離された
- 2023年6月16日、議会は2022年以降の農業政策（PA22+）に関する法案を採択し、この法案は2025年1月1日から施行される予定である（段階的に実施される予定）

中期・長期

持続可能な農業及び 農産業セクターを支援する今後の政策

- 左記施策に、戦略方針で掲げられている「持続可能で健康的な消費の促進」や「透明性とコストの真実性の向上」に向けた措置がほとんど含まれていない
- 連邦評議会に対してモーション22.4251「農業政策の将来の方向性に関する報告、戦略の具体化」において、提案された戦略の具体化と、関連するメッセージを2027年までに議会に提出するよう指示した
- この段階は、早くても2030～2033年の予算期間と同時に開始できる見込みであり、これにより各業界は自らの責任で他の行動を取るための時間を持つことができる
- 連邦評議会は、目標の達成状況を確認するため、諮問書類の作成時（2025/2026期間）に中間評価を行い、それに基づいて議会に対策案を提出する予定である
- このアプローチにより、これまでに決定された措置の効果が次の改革段階で明らかになることが保証される

2050年ビジョンを実現するための良好な基盤

2050年に向け、さらに要求される事項

近年の動向② 農業教本PA22+の採択（2023年）

- 2023年6月に2022年-2025年の農業教書（PA22+）が採択され、経済的、社会的部分に着目した改革を実施することが決定した
- PA22+は、本来であれば、2022年までに成立すべきところ2021年春議会において審議が中断された。その後、2022年6月に「農業政策の方向性報告書」が承認されたことから、審議が再開、承認された
- PA22+実施の為、2024年1月に農業法令の改正案が発表されている。農業の経済的社会的部分に着目・改正を実施予定である
- 本改正は主に農業の経済的、社会的部分に着目し、以下の5分野において改正を実施する
- 特に直接支払いでは、労働保険加入の義務化や「地域の生物多様性及び景観の質」の費目の追加などの変更が行われる予定である

PA22+の改正概要

収穫保険の支援	● PA22+において収穫保険の保険料を減らすことを目的とした助成金を導入が決定 ● 本助成金は間伐や霜といった広範囲にわたるリスクをカバーするための支援 ● 農業法に基づき、連邦政府は保険料の最大30%を直接保険料に支払う ● なお、本助成金は初期支援に該当するため、支払は8年間に限定
専門知識とイノベーションのネットワーク支援	● 高等教育機関、研究機関、農業や民間の食品企業の協力を強化するために財政的支援を実施 ● 植物育種、動物育種、動物の健康分野における専門知識とイノベーションの協業を支援
直接支払いにおいて労働保険加入を義務化	● PA22+の導入に伴い、直接支払いの条件として、農場で働く配偶者が労働保険に加入することを義務化 ● 法令案では、保険の補償範囲は障害や死亡のリスク、病気や事故による所得の減少を含む ● 本措置は2027年から施行される
地域の生物多様性と景観の質の新設	● PA22+の一環として、これまで別個に実施されていた「ネットワーク支払」と「景観支払」を「地域の生物多様性及び景観の質」及び新規プロジェクトという助成金に統合 ● この変更により、現状と比較して、措置を簡素化し、行政の負担を軽減することを目的 ● 本助成金は新規プロジェクトが採択され次第、2027年以降に支払われる
生物多様性促進区域の要件変更	● 「大規模作物栽培における3.5%の生物多様性区域（BSP）の設定」の実施方法の検討（2025年に発効）